

# DV (配偶者からの暴力)

## DV (ドメスティック・バイオレンス)とは?!

男女を問わず、配偶者(内縁関係を含む)、元配偶者(離婚前に暴力を受けている場合)等、「親密な関係にあるパートナーからの故意的な暴力、または支配的な行動」のことで犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。



女性に対する  
暴力根絶のための  
シンボルマーク

<暴力には様々な形があります>

### ! 身体的暴力

- ・殴ったり、蹴ったりする
- ・平手で打つ
- ・首を絞める
- ・髪の毛を引っ張る
- ・引きずりまわす
- ・突き飛ばす
- ・物を投げつけられる など

### ! 精神的暴力

- ・人前で侮辱する
- ・人間関係を制限する
- ・大声で怒鳴る
- ・何を言っても無視する など

### ! 経済的暴力

- ・お金の使い方を細かくチェックする。
- ・生活費を渡さない
- ・外で働くことを妨害する など

### ! 社会的暴力

- ・手紙や電話、行動を監視する
- ・付き合い、社会活動を制限する など

### ! 性的暴力

- ・性行為の強要
- ・ポルノなどを見せる
- ・避妊に協力しない など

以前は浸透していなかった「DV」という言葉ですが、今ではすっかり世の中に定着すると同時に、DV被害者からの相談件数が全国的に増えています。公的機関ではさまざまな被害者支援をしていますが、そこから見えてくるものとその実態、またその対策について、帯広市男女共同参画推進課の女性相談員と帯広警察署生活安全課にお話を伺いました。

帯広市

## 「DVのある関係は対等な関係ではない」

帯広市男女共同参画推進課では、女性相談員が離婚問題やDV被害者相談を受けています。DVの被害者や加害者には、年代や発生する状況に特に共通するところはなく人それぞれ異なっていますが、一つ共通していることを挙げると、DVのある関係は対等な関係ではなく、暴力という力を利用して一方的に支配をする上下・主従「力と支配の関係」になっているということです。「俺(私)を怒らせたお前が悪い。」と暴力を振るった理由はすべて被害者であり、話し合いで解決することは難しい状態にあるといえます。

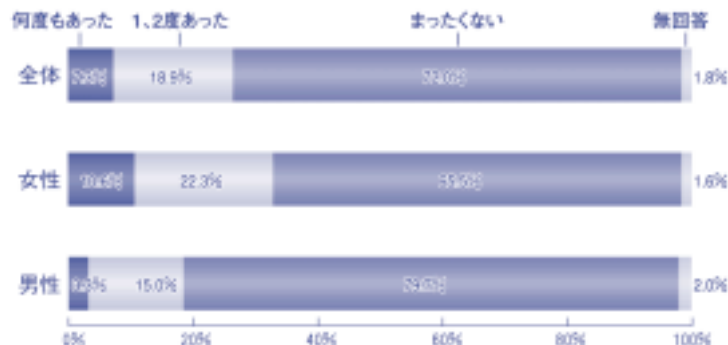
## 「被害者の選択」

DV被害から逃れるためには、夫(妻)から離れるという選択肢があります。「離婚したら、父親(母親)がいない子どもになってしまう」と子どものために我慢を続けたり、「母子(父子)家庭になって生活していけるのだろうか」という経済的不安を抱える等、被害者には逃れられない色々な心理が働きます。子どもの前で行われるDVや、子どもへの被害が間接的であっても『児童虐待の防止等に関する法律』では子どもへの心理的虐待にあたる」とされています。

「今までの生活を変えるという選択を踏み出すことが出来ない」「高齢になつてから一人で生活していくのが不安」など、避難することを躊躇してしまう高齢の被害者の方もおられますが、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。まずはひとりで悩まずにぜひ相談してください。



## DV被害者の現状は?!



・内閣府調査によると、約4人に1人は配偶者から被害を受けたことがある。

・女性の約3人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けている。

「男女間における暴力に関する調査報告書」より(平成24年4月 内閣府)